

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成28年1月29日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年1月29日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H28.1.29

| 監査実施年度 | | 平成24年度 | | | |
|---------|-----|---|--------|--------------|----------|
| 監査テーマ | | 高 松 市 の 安 全 な 街 づ く り | | | |
| 措置通知No. | 区分※ | 項 目 | 報告書該当頁 | 所管課等 | 措置通知日 |
| No.1 | 意見 | 学校への来所者管理についての取組を徹底することについて | P29 | 教育局 学校教育課 | H28.1.12 |
| No.2 | 意見 | 内部通報に関する各校での取組や効果についての知識を共有できる仕組み作りについて | P32 | | |

| 監査実施年度 | | 平成24年度 | | | |
|---------|-----|---|--------------|----------------|---------|
| 監査テーマ | | 高 松 市 の 関 連 諸 団 体 | | | |
| 措置通知No. | 区分※ | 項 目 | 報告書該当頁 | 所管課等 | 措置通知日 |
| No.3 | 指摘 | 支出手続を分掌すべきもの | P144 P168 | 市民政策局 人権啓発課 | H28.1.7 |
| No.4 | 指摘 | 支出手続を分掌すべきもの | P144 P170 | | |
| No.5 | 意見 | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて | P144 P168 | | |
| No.6 | 意見 | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて | P144 P170 | | |
| No.7 | 意見 | 支出伺の標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることについて | P144 P168 | | |
| No.8 | 意見 | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて | P144 P168 | | |
| No.9 | 意見 | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて | P144 P170 | | |
| No.10 | 意見 | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて | P144 P168 | | |
| No.11 | 意見 | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて | P144 P170 | | |
| No.12 | 意見 | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて | P145 P168 | | |
| No.13 | 意見 | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて | P145 P170 | | |
| No.14 | 意見 | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について | P145 P168 | | |
| No.15 | 意見 | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について | P145 P170 | | |
| No.16 | 意見 | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて | P145 P168 | | |
| No.17 | 意見 | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて | P145 P170 | | |
| No.18 | 意見 | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について | P147 P168 | | |

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

| 措置通知 No. | 区分※ | 項 目 | 報告書該当頁 | 所管課等 | 措置通知日 |
|----------|-----|---|--------------|----------------|---------|
| No.19 | 意見 | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について | P147 P170 | 市民政策局 人権啓発課 | H28.1.7 |
| No.20 | 意見 | 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について | P148 P168 | | |
| No.21 | 意見 | 会員の認定に関する規定を会則に盛り込むことについて | P168 | | |
| No.22 | 意見 | 実施事業を他の団体の事業と合わせて整理し、他団体との統合を検討することについて | P169 | | |
| No.23 | 意見 | 市の会費負担額の根拠を明確にすることについて | P169 | | |
| No.24 | 意見 | 会員の認定に関する規定を会則に盛り込むことについて | P170 | | |
| No.25 | 意見 | 啓発グッズの配布表の様式変更について | P170 | | |
| No.26 | 意見 | 実施事業を他の団体の事業と合わせて整理し、他団体との統合を検討することについて | P170 P290 | | |
| No.27 | 意見 | 委託事業の成果及び委託金額についての検証をより厳格に行うことについて | P172 | | |

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

| 監査実施年度 | | 平成26年度 | | | |
|---------|-----|---------------------------------------|--------|-------------|----------|
| 監査テーマ | | 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について | | | |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当頁 | 所管課等 | 措置通知日 |
| No.28 | 指摘 | 航空写真による現況調査の方法の見直しについて | P54 | 財政局 資産税課 | H28.1.18 |
| No.29 | 指摘 | 航空写真による現況調査の主体の見直しについて | P54 | | |
| No.30 | 指摘 | 家屋用途の変更処理について | P55 | | |
| No.31 | 意見 | 地目・用途のイレギュラーな組合せについての調査手続の実施について | P56 | | |
| No.32 | 指摘 | 土地係・家屋係の連携強化について | P57 | | |
| No.33 | 意見 | 異動事由が生じた場合の届出に関する市民へのアナウンスの強化について | P59 | | |
| No.34 | 指摘 | 家屋滅失届出書の必要項目記入の徹底及び確認者による押印の徹底について | P73 | | |
| No.35 | 指摘 | 全ての決算月について網羅的に調査できるような税務署情報の活用について | P80 | | |
| No.36 | 指摘 | 税務署情報との差額基準の判断の均一性を担保する仕組みを構築することについて | P81 | | |
| No.37 | 指摘 | 減免申請により承認を受けるべきことについて | P81 | | |
| No.38 | 指摘 | 法人の他税科目との情報共有について | P82 | | |
| No.39 | 指摘 | 個人の他税科目との情報共有について | P83 | | |
| No.40 | 指摘 | 現地調査の未実施について | P84 | | |

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|-------------|---|--|
| 監査テーマ | 平成24年度 | 高松市の安全な街づくり |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 学校への来所者管理についての取組を徹底することについて | |
| 内 容 | 学校への来所者管理について、取組が徹底して実施される必要がある。 | |
| 報告書該当ページ | 29ページ | |
| 報告書へのリンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措置通知日 | 平成28年1月12日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 学校教育課 |
| 措 置 結 果 | <p>平成24年度監査結果報告を受け、各校の来所者管理の取組について検証した結果、各校において、児童生徒の安全管理を考え、門扉の施錠や防犯カメラの設置など、学校の実情を踏まえて行っており、不審者対応の避難訓練をすることなどを、危機管理マニュアルの中に位置付けていることから、来所者管理は適正に行われている。また、校長研修会・教頭研修会の管理職研修会などにおいて来所者管理を含めた危機管理の徹底について指導しているところであり、各校の取組は現在徹底して実施されているものである。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の安全な街づくり | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 内部通報に関する各校での取組や効果についての知識を共有できる仕組み作りについて | |
| 内 容 | 内部通報に関する取組事例についても、研修などにより、折にふれ紹介されるが、各校での取組を一覧化し、市教委で実施状況を把握するとともに、その効果についても報告を求め、知識を市内各校でも共有できる仕組み作りが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 32ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月12日 |
| 所 管 課 等 | 教育局 学校教育課 |
| 措 置 結 果 | <p>学校内におけるいじめ・暴力の内部通報に関しては、平成27年4月に「高松市いじめ防止基本方針」を策定し、学校生活について、教員と保護者、児童生徒がやりとりする「連絡帳」「生活ノート」等の活用や人間関係の把握など、日常的な観察や情報共有等に努めており、各校の内部通報体制に関する取組等についての知識を共有する場としては、市の校長研修会等でのポスターセッションにおいて、効果的な取組の発表を行っている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 支出手続を分掌すべきもの（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ | 168ページ |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件については、指摘を受けた年度中に、事務担当者が銀行出金伝票を添えた支出伺を起案し、出金伝票は支払承認時に、印鑑管理者である課長補佐が押印することに改めている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|-----------|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見 | 高松市の関連諸団体 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 支出手続を分掌すべきもの（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件については、指摘を受けた年度中に、事務担当者が銀行出金伝票を添えた支出何を起案し、出金伝票は支払承認時に、印鑑管理者である課長補佐が押印することに改めている。</p> <p>なお、高松市人権啓発推進協議会については、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会) | |
| 内 容 | 統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件については、意見を受けた年度中に、担当者が預金通帳を管理し、印鑑の管理者である課長補佐が支払承認時に押印することとし、出納事務を改善した。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | 高松市の関連諸団体 |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (高松市人権啓発推進協議会) | |
| 内 容 | 統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件については、意見を受けた年度中に、担当者が預金通帳を管理し、印鑑の管理者である課長補佐が支払承認時に押印することとし、出納事務を改善した。</p> <p>なお、高松市人権啓発推進協議会については、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|-------------|---|--|
| 監査テーマ | 平成24年度 | 高松市の関連諸団体 |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目 | 支出伺の標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 支出伺の標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることを原則とするべきである。 | |
| 報告書該当ページ | 144ページ 168ページ | |
| 報告書へのリンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措置通知日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件については、意見を受けた年度中に、支出伺の様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることに改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ | 168ページ |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見に基づき、同時期に支払件数が重なる際には、あらかじめ作成した支払明細簿に記載の上、保管することとした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|-------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高 松 市 の 関 連 諸 団 体 | 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ | 170ページ |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件意見に基づき、同時期に支払件数が重なる際には、あらかじめ作成した支払明細簿に記載の上、保管することとした。</p> <p>なお、高松市人権啓発推進協議会については、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見に基づき、平成25年度から、支払いは、原則、振込とすることとした。例外として、県外の研修に参加するための旅費を支出する際には、事前に出金し、参加する会員に支払った上で、同会員から領収書を受領することとし、また、台風などの影響で研修会が中止となった場合には、旅費を返金してもらい、返金があったことを証明する書類を、事務局から手渡すこととした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。 イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 144ページ | 170ページ |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見に基づき、平成25年度から、支払いは、原則、振込とすることとした。 なお、高松市人権啓発推進協議会については、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高 松 市 | 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払を行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 145ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見については、原則として、支払決裁が完了した後にしん出金するようにしており、平成25年4月以降、立替払を実施していないが、例外的に立替払を行う場合については、使途・支払者（立替者）を記入の上、精算することとした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高 松 市 | 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | <p>現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。</p> <p>また、会員等が立替払を行う場合には、用途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 145ページ 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件意見については、原則として、支払決裁が完了した後に出金するようにしており、例外的に立替払を行う場合については、平成26年度から、支出伺書に様式を設定し、用途・支払者（立替者）を記入の上、精算することに改めた。</p> <p>なお、高松市人権啓発推進協議会については、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | 高松市の関連諸団体 |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | <p>見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。</p> <p>また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 145ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件意見について、調査の結果、一部の契約において、同一の業者に決定した事案が見受けられたため、平成25年度から、総会資料及び啓発物品の作成について、3者による見積徴取を実施することに改めた。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | <p>見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。</p> <p>また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 145ページ 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件意見について、調査の結果、一部の契約において、同一の業者に決定した事案が見受けられたため、平成25年度から、啓発物品の作成については、3者による見積徴取を実施することに改めた。</p> <p>なお、高松市人権啓発推進協議会については、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 145ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見に基づき、平成26年度から、事務処理担当者以外の者により、納品後の検収を実施することに改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 145ページ 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業が、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、同会議において、事務処理担当者以外の者により、納品後の検収を実施することに改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 147ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見に基づき、平成26年5月27日に開催した、平成26年度部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会総会から、議事録を作成し、議長が指名する署名人が署名することに改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高 松 市 | 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 147ページ 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業が、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、平成26年6月6日開催の同会議の設立総会から、議事録を作成し、議長が指名する署名人が署名することに改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、原本保管の上、記名㊟等で配布するかの取扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 148ページ 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見については、平成25年度決算分から、原本保管の上、記名と㊟記号を記載したものを総会資料に掲載することに改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 会員の認定に関する規定を会則に盛り込むことについて（部落解放・人権政策 確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | 会員となる方法について、会則には記載されていない。その他必要事項は役員 会で決めるという包括規定はあるが、会則に、例えば会長の承認による、など明 記した規定を入れることが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 168ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見については、平成25年5月の総会において会則を改正し、団体及び 個人の入退会については、役員会の承認を要することとした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 実施事業を他の団体の事業と合わせて整理し、他団体との統合を検討することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会） | |
| 内 容 | <p>当団体の独自の活動は講演会であり、支出金額の多くは研修会や大会への参加費である。団体の目的は、設立以来変更されていない。また、市の人権関連施策に関する団体として、次記団体及び人権教育課の高松市人権教育推進協議会がある。それぞれの成り立ちや目的は異なるとはいえ、実施している事業は相互に関連している。それぞれの団体の会員には重複が見られ、会費を納める会員から見ると、団体を複数にする理由や事業の実施状況を理解するにはかなりの努力が必要と思われる。本来の施策の実現以外の部分で事業を複雑にしている。</p> <p>実施事業を他の団体の事業と合わせて整理し、他団体との統合を検討することが望まれる。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 169ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件意見については、部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会は、部落差別を始めとするあらゆる差別を撤廃するために、日本の人権政策の確立をめざすことを目的とした団体であり、目的を同じくする団体が本市内に存在しないことから、現時点での統合は困難である。</p> <p>なお、今後も、国の動向や本市における人権問題に対しての取組等を踏まえながら、他団体との統合の可否について判断していく。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 市の会費負担額の根拠を明確にすることについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 会則に定める会費は、1口につき法人1万5千円、個人1万円で、口数は自由とされている。市だけが多額の口数を支出する根拠は、明確にされたい。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 169ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業は、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれている。</p> <p>本件意見について、人権尊重都市たかまつ市民会議は、人権尊重都市の実現に向け、全ての差別をなくし、人権を尊重する市民意識の涵養及び普及を図ることを目的としており、同会議の活動は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に規定されている地方公共団体の責務を果たすことにもつながることから、本市から同会議への負担金の支出は、法の趣旨に沿うものと認識しており、その根拠を明確にした上、今後も引き続き、負担金の適正な支出に努めることとした。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 会員の認定に関する規定を会則に盛り込むことについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 会員となる方法について、会則には記載されていない。その他必要事項は役員会で決めるという包括規定はあるが、会則に、例えば会長の承認による、など明記した規定を入れることが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業が、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、同会議の会則において、団体及び個人の入退会については、役員会の承認を要することとした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高松市の関連諸団体 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 啓発グッズの配布表の様式変更について（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | 貸出用DVDを備えており、貸出簿は作成されている。しかし、イベントなどで配布する啓発グッズについては、配布表は作成されているが、配布目的・数量・配布先を記載する様式とし、配布時に受取サインをもらうなどの改正が望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 170ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業が、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、同協議会で使用していた配布表の様式を改め、市民会議発足時においては変更後の様式で管理することとした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

| | | |
|--------------------|--|--|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高 松 市 | 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 実施事業を他の団体の事業と併せて整理し、他団体との統合を検討することについて（高松市人権啓発推進協議会） | |
| 内 容 | <p>市の人権関連施策に関する団体として、前記団体及び人権教育課の高松市人権教育推進協議会がある。それぞれの成り立ちや目的は異なるとはいえ、実施している事業は相互に関連したり、共同で実施されているものもある。それぞれの団体の会員には重複が見られ、会費を納める会員から見ると、団体を複数にする理由や事業の実施状況を理解するにはかなりの努力が必要と思われる。本来の施策の実現以外の部分で事業を複雑にしている。当団体は、上部団体もない市独自の団体である。</p> <p>実施事業を他の団体の事業と併せて整理し、他団体との統合を検討することが望まれる。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 170ページ 290ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | <p>高松市人権啓発推進協議会及び高松市人権教育推進協議会については、「人権教育」と「人権啓発」は密接に関連しており、両団体の実施事業も類似しているものが多いことから、本件意見に基づき、両団体を平成26年3月28日に統合に向けて廃止し、同年6月6日に新たに「人権尊重都市たかまつ市民会議」を設立した。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成24年度 | |
| 高 松 市 | 高松市の関連諸団体 | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 委託事業の成果及び委託金額についての検証をより厳格に行うことについて (高松市平和を願う市民団体協議会) | |
| 内 容 | 市の施策に関連する団体であり、活動費の多くは市に依存している。平成23年度では、委託費から余剰が発生し、繰越金とされている。平成23年度の平和映画祭は、参加人数が127名であり、1人あたりコストは2,740円となっている。市は、委託事業の成果及び委託金額についての検証をより厳格に行うことが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 172ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月7日 |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見については、平成26年度の事業終了後に課内で検証した結果、費用に見合った効果があり、適正であることを確認した。今後も、委託金額の妥当性を検証しながら委託料の算定をしていくこととした。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 航空写真による現況調査の方法の見直しについて | |
| 内 容 | 航空写真による現況調査の方法は、可能な限り自動化した上で、判断や追加調査が必要なものについては、担当係が追加調査を行うというような方法に改めるべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 54ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘を受け、局内で検討した結果、画像データの比較を機械的に実施することも考えられたものの、どのように比較条件を設定するかが難しく、仮に比較しても精度の低いものしか得られないことから、係員が目視で航空写真を確認して課税内容と突合することが、もっとも有効な現況調査方法であるとの結論に至った。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|----------------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 航空写真による現況調査の主体の見直しについて | |
| 内 容 | 航空写真の比較作業をデータによって自動化することや、家屋に関する航空写真の比較調査については家屋係が担当する等、調査方法や調査主体の見直しを図り、航空写真による調査作業の効率性や実効性を向上させることによって、今回のような滅失処理漏れを適切に発見できるような措置を講じるべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 54ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘に関しては、課税客体の正確な把握を目的に、家屋現況図（家屋の配置及び形状を地図上に記載したもの）を市内全域で整備中である。</p> <p>評価替えごとに撮影している航空写真と合わせて本現況図のデータを更新することによって、デジタルデータの差異をリスト化し、滅失・除却のほか課税漏れ物件の発見につながるものである。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|-----------------|---|----------------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見 | |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 家屋用途の変更処理について | |
| 内 容 | 適時に用途変更処理を行い、家屋の正確な用途の把握や変更後用途に応じた評価による課税を行うべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 55ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘に関しては、平成26年度から税務情報システムの活用環境を整え、平成27年度から、適時に用途変更処理を行えるように改めた。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|----------------------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 地目・用途のイレギュラーな組合せについての調査手続の実施について | |
| 内 容 | 航空写真による調査手続や現地調査等の現状実施している調査に加え、課税明細データを利用した地目・用途の組合せによる調査手続を毎年実施することにより、適切な課税を担保する手続をとることが望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 56ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見に基づき、課税明細データを使った調査を平成27年3月から実施し、現況と相違している物件を発見できるよう改善した。なお、本調査は今後も随時実施する。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

| | | |
|--------------------------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 市税・使用料及び手数料並びに関連する 債権管理の事務の執行について | | |
| 区 分 | ■指摘 | □意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 土地係・家屋係の連携強化について | |
| 内 容 | 土地係・家屋係の連携強化を図るために、現地調査結果や用途変更情報等についての定期的なミーティングによる相互の業務結果の確認や、相互に各税目の実務等についての勉強会の開催による知識の向上、担当地域ごとに係を跨いだグループを作ることによる係間の情報共有を行うことが必要である。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 57ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

| | |
|-----------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘を受け、平成27年12月10日に開催した課内会議において、下記の事項について、係間の連携強化を徹底するよう再確認し、既作成連携事項申合書（平成25年度）を用いて職員に再周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家屋の滅失や新增築のデータの即時共有 ②家屋の用途変更等発生時の即時連絡体制構築 ③現地調査により得られた新たな情報の即時共有 ④クレーム発生時の係間の情報共有 <p>また、職員が土地又は家屋に関する研修を受講したときは、後日資産税課全職員が参加する研修報告会を平成22年以降、毎年末に開催し、他の係の業務に関する知識レベルを向上させる機会を設けている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | 市税・使用料及び手数料並びに関連する 債権管理の事務の執行について |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 異動事由が生じた場合の届出に関する市民へのアナウンスの強化について | |
| 内 容 | 現状、高松市において、地目異動や家屋滅失に関しては、納税通知書への記載 やホームページ掲載によるアナウンスを行っているが、さらに届出を促すための 資料を納税通知書に別紙として同封するといった方法やホームページによる更なる アナウンスの強化等により、所有者に対する届出義務の周知徹底策をとることが 望まれる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 59ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見を受け、異動事由が生じた場合の届出に関し、納税通知書への記載や ホームページへ掲載に加えて、年末の市広報紙への掲載や、ケーブルテレビを利用 した周知など、アナウンスを強化した。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

| | | |
|--------------------------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見 | | |
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 市税・使用料及び手数料並びに関連する 債権管理の事務の執行について | | |
| 区 分 | ■指摘 | □意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 家屋滅失届出書の必要項目記入の徹底及び確認者による押印の徹底について | |
| 内 容 | <p>担当者は現地調査を行うことはもちろんのこと、その調査結果を正確に記録してはじめて異動事実の確認という職務を全うしたことになる。また、現地調査者以外の者が、その内容を確認することによって、現地調査結果の信頼性を向上させることに繋がる。</p> <p>したがって、家屋滅失届出書への必要項目の正確な記録やその記録について担当者以外の者の確認を徹底するべきである。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 73ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘を受け、家屋滅失届出書については、現地調査結果の記入欄の必要事項の記入漏れや確認者の押印漏れなどに留意し、滅失後の状況等の記載を確実にを行うことを担当者に周知した。</p> <p>また、滅失処理チェック欄（スタンプ）を作成し、副担当者とともに事務処理の確認を確実にを行うよう、事務処理方法を改善した。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|----------------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 全ての決算月について網羅的に調査できるような税務署情報の活用について | |
| 内 容 | 1月から12月全ての決算について網羅的に調査できるよう、スケジュールを作成する工夫が必要である。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 80ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘を受け、平成27年度から、1月から3月の繁忙期についても、事務処理スケジュールの調整・見直しを行い、全期間を網羅できる閲覧調査計画に改め、それに基づき調査を進めている。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|---|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 市 税 ・ 使 用 料 及 び 手 数 料 並 び に 関 連 す る 債 権 管 理 の 事 務 の 執 行 に つ い て | | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 税務署情報との差額基準の判断の均一性を担保する仕組みを構築することについて | |
| 内 容 | 差額基準の判断が担当者に委ねられている点、除外したものについて、上長がレビューするなど、判断の均一性を担保する仕組みを構築することが必要と考えられる。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 81ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘を受け、平成27年度に入り、係内の調査対象の判断基準の均一性を担保するため、実地調査の手引【税務署調査編】を作成した。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|----------------------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について | | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 減免申請により承認を受けるべきことについて | |
| 内 容 | 減免対象である償却資産については、償却資産申告に記載の上、減免申請により承認を受けるべきところ、当初から省略して申告している。このような処理は、減免処理の手続準拠性に違反するため、本来、修正した償却資産申告書を提出させ、減免申請をさせるべきである。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 81ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘を受け、当該法人に対して申告の指導を行い、平成27年4月22日に修正申告の提出があり、申告漏れが解消した。また、同月28日には減免申請に基づく減免処理を行った。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|----------------------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について | | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 法人の他税科目との情報共有について | |
| 内 容 | 税務署調査で把握できる未申告者は、高松市本店の会社に限定されている。高松市外に本店を置く会社の支店等に係る申告漏れについても調査するべきであると考え。 | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 82ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘を受け、税務署閲覧調査を継続・拡充するとともに、平成27年6月には、四国経済産業局から太陽光発電設備に関する情報を収集し、償却資産課税漏れの事前防止を図った。</p> <p>また、庁内においては、契約監理課の競争入札参加資格者名簿、市民税課の事業所税情報及び資産税課の家屋新增築情報を収集することに改めた。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 個人の他税科目との情報共有について | |
| 内 容 | <p>限られた資源を前提とすれば、法人に注力することに一定の合理性はあると考えられる。しかしながら、個人に対する未申告調査等は行われていないのが現状である。</p> <p>基本的に、個人に対する調査についても、まずは、確定申告情報との比較などを行うべきである。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 83ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘を受け、昨今の太陽光発電設備の普及に着目し、農業委員会から農地転用許可申請情報、四国経済産業局から認定太陽光発電設備情報を収集の上活用し、個人事業者を含む291事業者に、申告を指導した。 |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

| 指 摘 又 は 意 見 | | |
|--------------------|---|--------------------------------------|
| 監 査 テ ー マ | 平成26年度 | 市税・使用料及び手数料並びに関連する 債権管理の事務の執行について |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 現地調査の未実施について | |
| 内 容 | <p>納税者内訳で圧倒的に多いのが法人であり、法人税申告書との照合であれば、現地調査を実施せずとも、一定の効果は達成されていると思われるが、現状の調査対象は、高松市内に本社がある法人に限定されている。</p> <p>高松市外に本社のある法人や個人などを網羅的に調査するためには、現地調査による一定の確認作業は必要な手続であると考えられる。</p> | |
| 報 告 書 該 当 ペ ー ジ | 84ページ | |
| 報 告 書 へ の リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf | |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日 | 平成28年1月18日 |
| 所 管 課 等 | 財政局 資産税課 |
| 措 置 結 果 | 本件指摘を受け、平成27年度上半期に、所在確認・外観調査を含む現地調査を30件ほど行い、内2件については、対面調査・立入調査を実施した。 |